

誓約書（上陸者用）

私は、「第二海堡上陸ツアー」に参加するにあたり、下記1から4を了承した上で、下記5から8の事項を厳守することを誓います。

- 1 第二海堡は、地盤崩落や陥没等が発生する可能性があること。
- 2 一般財団法人海上災害防止センターが実施する訓練により発生する煙や粉塵等の影響があること。
- 3 第二海堡は、観光客の立ち入りを想定した安全対策等の施設整備が実施されていないこと。特に中央砲塔観測台は、一般財団法人海上災害防止センターの消防演習場側に傾斜し、その先が崖となっており非常に危険であるため、十分に注意すること。
- 4 トイレや水道等の衛生設備がないこと。
- 5 ツアー主催者の指示・指導に従うこと。
 - ※1 島内では、ツアー参加者がドローン等を使用することはできません。
 - ※2 ツアー参加者が撮影した写真をSNSに投稿していただいても結構ですが、6.(6)にある撮影を禁止しているもの等については、その限りではありません。
- 6 第二海堡において、次の行為を行わないこと。
 - (1) 立入禁止区域への立ち入り
 - (2) 島内で立入禁止標示（単管バリケード、トラロープ等）している区域への立ち入り
 - (3) 中央砲塔観測台に登る行為
 - (4) 施設及び自然環境を汚す、破壊する行為
 - (5) 第二海堡の遺物、物品、動植物を島外に持ち出す行為
 - (6) 消防演習場内の各施設に焦点を当てた撮影及びカメラ、レーザー機器等に焦点を当てた撮影
 - (7) 灯台等航路標識の機能を阻害する行為
 - (8) 船舶の安全な航行を阻害する行為
 - (9) はり紙若しくははり札をし、広告等を表示する行為
 - (10) 落書き行為
 - (11) 飲食（水分補給を除く。）、飲酒・喫煙
 - (12) ゴミの投棄
 - (13) 釣り、遊泳、ダイビング
 - (14) その他施設の管理上支障がある行為
- 7 船舶乗降時及び上陸中に発生した事故・損害について、国及び（一財）海上災害防止センターの責任を一切問わないこと。
- 8 自らの責により施設を汚損し、毀損し、又は滅失させた場合はその損害を賠償すること。

平成 年 月 日

住 所
氏 名